

## ☆多可町給食サービス事業について☆

毎日給食サービスは、おおむね65歳以上の独り暮らし老人や高齢者世帯等で調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して、栄養のバランスのとれた昼食※を提供すると共に安否確認をすることを目的に実施するものです。

本人や同居の家族が運転できる、近くに支援できる方（子など）がある場合は、対象にならないこともありますので、ご注意ください。※事業所により夕食の場合もあります。



### 申請方法

- ① 利用申請
- ② 利用の可否についての聞き取り
- ③ 申請書提出（利用者が給食サービスを行う事業所を選べます。）
- ④ 利用決定
- ⑤ 事業所が配食、集金

**※利用できる事業所の一覧は別紙に掲載**

### 注意事項

- ・ 1日1回、週6回を上限とします。
- ・ デイサービス利用日、ふれあい給食利用日等その他介護サービスとの重複利用はできません。
- ・ 通院などによる休止連絡は、前日の正午までに直接事業所に行ってください。
- ・ 利用料（弁当代）は、直接事業所に支払うことになります。
- ・ 3か月以上利用を休止する場合は、福祉課へ連絡してください。  
（利用再開時は、再度申請が必要になります。）
- ・ 毎年、支援状況などを確認し、継続利用できるかどうかを判断します。
- ・ 年末年始は配食がない事業所もあるため、一覧で確認ください。
- ・ 台風等の災害時に、配達できない場合があります。
- ・ 家族の支援状況が変わった場合、必ず多可町役場福祉課へ連絡ください。



### 問い合わせ先

- 配食に関すること 各利用事業所（別紙一覧参照）
- その他（利用日の変更など） 多可町役場福祉課  
TEL:32-5120(直通)